

『IPC公認 第15回九州チャレンジ陸上競技選手権大会』 クラス説明表

本表はIPCのクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。

区分表に該当しない障害は、各クラスにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

＜トラック競技＞

注：T47,T48の説明文が変更になりました。T55クラスが新設されました。

障害種別	クラス	クラス説明	
視覚障害	T11	光覚無しから光覚まで。しかし、どの距離や方向からでも手の形を認知できないもの。	
	T12	手の形を認知できるものから、視力0.03まで、または視野が5度以内のもの。	
	T13	視力は0.03から0.1、または視野20度以内で視力も0.03から0.1のもの。	
知的障害	T20	知的障害	
(車椅子) 脳性麻痺	T30	脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動するもの。(国際大会のクラスに該当しない)	
	T31	電動車椅子常用者。重度の痙直型またはアトーゼ型四肢麻痺。(国際大会のクラスに該当しない)	
	T32	T32U	片手または両手で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度が3+から3の痙直型またはアトーゼ型四肢麻痺。(国際大会では実施されない)
		T32L	四肢麻痺。片足または両足で地面を蹴って移動可能。装具や介助付きで、短い距離の歩行可能。(国際大会では実施されない)
	T33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺で車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2+である。	
T34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢はときどき正常に見える。		
(立位) 脳性麻痺	T35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。	
	T36	歩行または走可能なアトーゼか失調型の四肢麻痺。	
	T37	歩行または走可能な片麻痺。	
	T38	極めて軽度な麻痺。痙性の程度が1程度あるいは単肢麻痺のもの。	
(立位) 低身長症	T40	18歳以上で、身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの。(男性145cm、女性140cm以下、国際大会では実施されない)	
(立位) 切断 機能障害	T42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。	
	T43	両下腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。	
	T44	片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。	
	T45	両上肢切断(両手関節離断含む)または上肢の両肘関節あるいは両手関節の機能を全廃したもの。	
	T46	片上肢切断(片手関節離断含む)または上肢の片肘関節あるいは片手関節の機能を全廃したもの。	
	T47	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)	
T48	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)		
(車椅子) 頸損 脊損 切断 機能障害	T51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は機能するが(筋力3以下)手首の掌屈筋は機能しない。肩関節が弱い場合がある(神経機能残存レベル C6)。	
	T52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および手の掌屈筋が機能する。大胸筋が機能する(神経機能残存レベル C7/8)。車椅子常用。筋力や運動性の低下。片上肢または両上肢に痙性あり。	
	T53	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。	
	T54	両上肢正常。通常体幹の回旋ができ、腹筋が機能する(神経機能残存レベル T8~S2)。または準ずる機能障害のあるもの。両下肢の筋力が合計70点以下。両大腿切断・片大腿切断・両下腿切断・片下腿切断(足関節離断含む)。	
	T55	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)	
聴覚障害	T60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害。	

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること

『IPC公認 第16回関東身体障害者陸上競技選手権大会』 クラス説明表

<フィールド競技>

注:F47,F48の説明文が変更になりました。F59クラスが新設されました。

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	F11	光覚無しから光覚まで。しかし、どの距離や方向からでも手の形を認知できないもの。
	F12	手の形を認知できるものから、視力0.03まで、または視野が5度以内のもの。
	F13	視力は0.03から0.1、または視野20度以内で視力も0.03から0.1のもの。
知的障害	F20	知的障害
(車椅子) 脳性麻痺	F31	電動車椅子常用者。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。
	F32	四肢麻痺。片手または両手で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度が3+から3の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。
	F33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2+である。
	F34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢は正常に見える。座位バランス良い片麻痺車椅子利用。
(立位) 脳性麻痺	F35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
	F36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	F37	歩行または走可能な片麻痺。
	F38	極めて軽度な麻痺、痙性の程度が1程度あるいは単肢麻痺。
(立位) 低身長症	F40	18歳以上で、身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm、女性140cm以下)。
(立位) 切断 機能障害	F42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	F43	両大腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。
	F44	片下肢切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。
	F45	両上肢切断(両手関節離断含む)または上肢の両肘関節あるいは両手関節の機能を全廃したもの。
	F46	片上肢切断(片手関節離断含む)または上肢の片肘関節あるいは片手関節の機能を全廃したもの。
	F47	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	F48	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
(車椅子) (椅子使用) 頸損 脊損 切断 機能障害	F51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は筋力3以下。手首の掌屈筋は機能しない。肩が弱い場合がある。座位バランス不良(神経機能残存レベル C6)。 車椅子常用。投げる腕に痙性が見られ、筋力、運動性の機能低下。座位バランス不良。
	F52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩の筋肉機能は弱い場合がある。指の屈伸は筋力3以下(神経機能残存レベル C7)。 車椅子常用。投げる腕に痙性が見られ、筋力、運動性の機能低下。座位バランス不良。
	F53	肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸は筋力4または5。手の内在筋肉が機能するが正常ではない(神経機能残存レベル C8)。 車椅子常用。投げる腕の機能良好。座位バランス不良。または、投げる腕の機能は劣るが座位バランスは良好。
	F54	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。 車椅子常用。座位バランス不良。両下肢は機能しない。
	F55	両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、部分的あるいは正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある(神経機能残存レベル T8~T9)。 車椅子常用。 両股関節離断。
	F56	両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。車椅子から大腿部を上げることができる(股関節の屈筋)。膝を合わせることができる(股関節の内転)。膝を伸ばすことができる場合もある(膝関節の伸展)。膝を多少曲げることができる場合もある(膝関節の屈曲、筋力3以下)。座位バランス良好。 股関節の外側への開閉(股関節の外転)ができない(神経機能残存レベルL2~L5)。 車椅子常用。 両大腿切断(1/2以上)。
	F57	両上肢と体幹機能が正常。座位バランスが良好。股関節屈曲と内転と外転、膝関節屈曲と伸展の機能をもつ。足関節背屈と底屈は弱い。 両大腿切断(1/2より長いものから膝関節離断含む)、片股関節離断。
	F58	両上肢と体幹機能が正常。両下肢の筋力が合計70点以下。歩行可能だが、投てき時は車椅子または投てき台を使用する。 片大腿切断・両下腿切断(足関節離断含む)。
	F59	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	聴覚障害	F60

*上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること